

愛別町通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年3月

令和4年3月改正

愛別町通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

全国で相次ぐ通学路での交通事故を受け、関係機関が連携して、通学路の安全確保に向けた取組を行うため「愛別町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 愛別町通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の関係機関から委員を推薦いただき、「愛別町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムはこの会議にて議論し、策定しました。

### 【委員を推薦いただいた機関】

- ・旭川開発建設部旭川道路事務所
- ・旭川建設管理部事業室事業課
- ・旭川東警察署愛別駐在所
- ・愛別町校長会
- ・愛別町PTA連合会
- ・愛別町総務企画課
- ・愛別町建設管理課

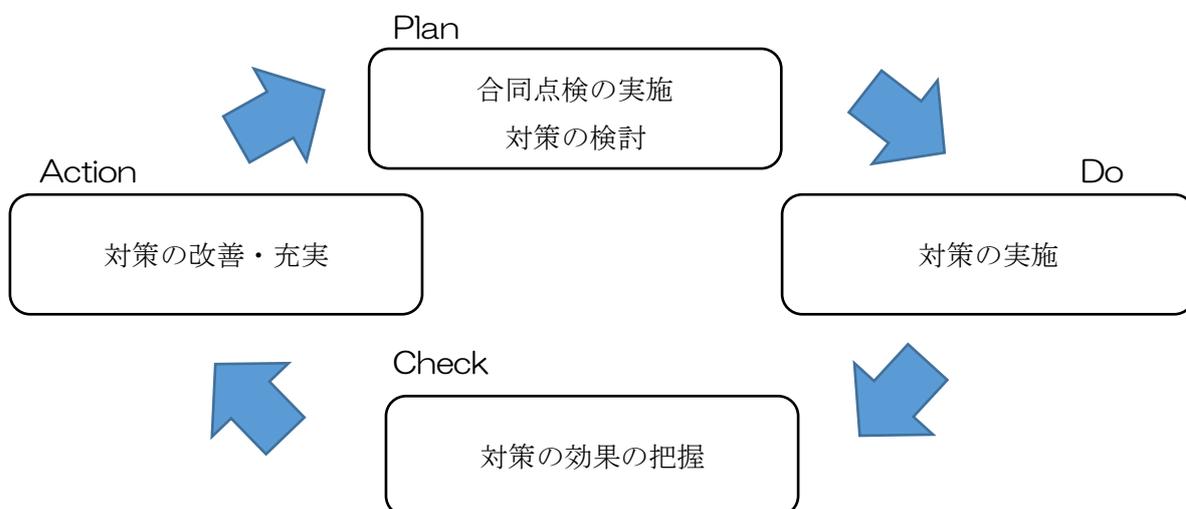
## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全を確保するため、合同点検の実施を継続するとともに、対策実施後の効果の把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取り組みをPDCAサイクル【対策の検討(Plan)→対策の実施(Do)→対策の効果の把握(Check)→対策の改善・充実(Action)】として繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### 【PDCA サイクル】



(2) 定期的な合同点検

各学校および各関係機関から報告された危険箇所を対象に年1回以上、合同点検を実施します。

道路新設など周辺交通状況の大きな変化により通学路を見直した場合や、積雪時の危険箇所の把握については、関係者で協議の上、その都度対応します。

合同点検は、愛別町通学路安全推進会議のほか必要な関係機関の協力を得ながら、実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策の必要な箇所について、箇所ごとに歩道整備や交通安全設備の整備といったハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策の必要な箇所に応じて、具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかを確認するため、各学校への聞き取りをするなど、対策実施後の効果を把握する手法を検討し、対策の効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図・箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「点検箇所一覧表」及び「点検箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添1 点検箇所一覧表

別添2 点検箇所図